

一般社団法人日本障害者カヌー協会 選手のクラス分けに関する準則

第1条（目的）

本準則は、一般社団法人日本障害者カヌー協会（以下、「当協会」という。）に会員として所属する選手（以下、「選手会員」という。）が、公式競技会出場にあたって実施されるクラス分けに関して遵守すべき責務等を定め、障害者スポーツに対する信頼の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2条（選手会員の義務）

- 1 選手会員は、障害者スポーツ選手としての責任を自覚し、公式競技会出場のためのクラス分けテスト（以下、単に「クラス分けテスト」という。）に臨むにあたっては、誠実に実施しなければならない。
- 2 選手会員は、別紙クラス分け規程の内容を理解し、そこで定められた選手の義務を遵守しなければならない。
- 3 選手会員は、前二項の違反を仄めかし、クラス分けテストを軽視する発言をし、又他の選手会員に対してはそれらを唆し、若しくは強要し、その他クラス分けテストに対する信頼を損ねる言動をしてはならない。

第3条（処分）

選手会員が前条の各規定に違反した場合には、選手紀律規程による処分の対象とする。

附則

本準則は、2019年9月12日から施行する。